

ザ・パスポート

さよなら2001年。
2002年が皆さま(公安関係者は除く)
にとってよい年になります
ように！

2002年はどんな展開が待っていることやら。そこで、「新たな出発をめざして——資料集 日本赤軍解散——」お求めのかたは、お申し出ください。1000円(送料込み)。好評発売中。

帰国者の裁判を考える会

THE PASSPORT 2001.12.30 No.102

The Supporting Association for Trials of the Returnees(JRA concerned)

帰国者の裁判を考える会 (SATR)

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル4F

にまつわる連絡窓口 TEL 03(3591)1301 救援連絡センター一氣付

<http://www3.tky.3web.ne.jp/~sper/index.htm>

E-mail sper@tky2.3web.ne.jp

郵便振替 00120-2-398834

加入者名「帰国者の裁判を考える会」

年6回以上刊 定価300円 年間2000円(元込)

私たちの立場

- (1) 解散した日本赤軍の思想と実践から区別された、自立的地点に立脚している。
- (2) 司法権力の攻撃に限らず、少数・異端の者を精神的・物理的に排除しようという方向に働く現代日本の社会状況とはあらゆる場面で対決し、これを変革するために努力する。

重信房子さんからの便り 2001年7月15日

日付のとおり半年ほど前に書かれた手紙で前号掲載の予定だったのですが、掲載しそこなっていました。かなり発表が遅くなってしまい、どうも申し訳ございません。

(編集係)

1.

昨年11月8日の逮捕以来、弁護士を始めとする救援関係の方々、旧友、そして見知らずの方々まで、暖かい激励や支援、本当にありがとうございます。逮捕弾圧・捜索・押収と度々の攻撃にさらされ、迷惑を受けながら支えて下さったこと、時間がたつにつれて、様々な意味で感謝の気持ちが深まります。私の方は、逮捕以来の接見禁止という壁にはばまれた中での情報やコミュニケーションの誤解や、獄中と極外の時差など、少しづつ慣れ、克服しつつあります。

半年たった6月中旬(丁度、60年安保の6・15の日、あの日と同じ様に小雨の降っていた午後に)、「ザ・パスポート」の96号から99号まで受け取りました。「あれ?! 発行されていたの?!」嬉しさで胸が一杯になりました。

みな、いろいろあって、苦労、工夫してやっていることだからと、感謝の気持ちを忘れず、少しづつ私も時差に慣れ、外の人々のパターンをつかみながら行こうと思います。(ただ、「ザ・パスポート」の中の“ふうちやん”という呼称は、何とかならないでしょうか?! 浮いている感じだと思うけど...)

2.

最初に、繰り返しのようですが、不用意な逮捕によって、被害を拡大してしまったことを自己批判します。昨年9月29日に来阪した直後、不審な様子を感じましたが、それ以降の変化を察知出来なかったことで、「気のせい」と処置してしまったことが悔やされます。

一瞬一瞬最悪事態を想定した活動を基準としつつ、「大丈夫」という、どこかで根拠のない自信を持ち、“原則通りにすれば、仲間に負担を拡大する”と自分で抱え込んでいたことが、被害を拡大しました。生活形態の市民化は、“つもり”はどうあれ、思想的にも武装解除した生活の仕方になっていたと思います。具体的なことは書けない点もありますが、「自分の都合に合

わせて保安対策をたてていた」敗北を実感し、教訓としています。様々な被害を与えてしまった友人、未知の方々に至るすべての人々に自己批判します。

更に、逮捕と押収によって、明らかになった私の使用していた旅券名義の問題について、重ねて謝罪し、自己批判します。私が、その名義の事情を知っていたか知らなかったかに関わりなく、言い訳のできない過ちを犯したと思います。人々の為に、人々と共に、人民主権を求めて闘う私(たち)が、弱者の人権を最も守るべき政治組織が、自らの窮地を解決する方法に弱者の名義を利用したことは、組織が言ってきたこととやっていることの正反対な姿を示している実体を示しました。これからも決して忘れるとの出来ない誤りとしてこの現実を直視していきます。私たち自身が、血と涙の闘いの中で築いてきた自らの人民革命を否定するような実体を示し、恥ずかしい限りです。自分たちの生存の利害の為に、他の人々、抽象的に言えば「人民の利害」をあとにするような行為がいくつかあったことを胸痛く思い返し、今回のことと、重なります。“闘いつづけなければならぬ”と正当化し、“しかたない”として判断し、選択した過去の人民性の欠けた闘い方が、どこかで、自己肯定され、ひきづっている姿として、今回の問題を直視します。

人民の闘いを支える様、社会的実践の場を自らの場として、大衆的に公然と点検を受ける回路を持ちながら、公明正大な民主主義的な実体を通して自らのあり方を正していくたいと思います。

今は、獄中にあり、多くの限界はありますが、闘いの歴史を、教訓として、人々の中に返せる様伝えていきたいと思います。

3.

日本赤軍の解散のあり方も、疑問や批判が出されていたことを知りました。
どの組織も、様々な機会に、組織としての見

解を表明します。志を一致し、盟約に基づいて自主的に結集している以上、党派や、政治団体が、見解を表明することは当然であり、無い方が不思議といえるかもしれません。

私自身としても問題だと思うのは、「解散表明」に至るまで、組織として見解表明しえなかつた事です。更に、解散表明自体、獄中の私が担わざるをえないというあり方に至つた点です。「地下党」であった限界もあったと思います。解散という組織的見解の表明を、公明正大に転換する以上、実在する実体の私が担うべきだという判断がありました。

97年のレバノンでの被逮捕以降、日本赤軍の解散と公明正大な合法的な闘い方への転換を決めていた為でもあります。

私の逮捕・押収による弾圧という外因の中で、外の仲間たちに、引き受けきれない情況が生まれたこと也有つたと思います。組織としての見解表明を獄中の私に求めざるを得なかつたことが、解散のし方をめぐる批判や混乱を招いてしまいました。

今から考えれば、組織名で、見解表明や、解散宣言する条件や、タイミングがなかつた訳ではありませんでした。様々なコミュニケーションなど、外因はありました、新しい私の逮捕と条件の中で、組織的だけじめの欠けた方向に流れたと言えると思います。

獄中の同志たちは、何十年も、日本国内での社会的実践がない特殊条件の逮捕拘束下にありました。私の逮捕にもびっくりしたでしょうし、組織見解が出されなかつたことに、戸惑いを感じさせたでしょう。獄外の組織見解という柱があつて、獄中では、呼応しえるのですが、各同志は、個々的に対応せざるをえなかつたでしょう。

この間の不手際も含む反省を込めて、組織として解散宣言した今、在外の闘いの歴史の中で築いてきた地平をとらえ返しながら、今後の公判や獄外との交流の中に生かしていきます。

そして、旧日本赤軍の同志たちの発せられるであろう世直しを求める変革の実践に、いつか必ず合流していく様、自己を正しつつ進みます。

4.

70年代初め、赤軍派や、新左翼運動の誤り

や敗北を背負つて、アラブに出発して以降、様々なことに出会いました。今、公判としても問われている初期の組織としての未形成な時代の闘いは、様々なことがあります。いつか語る時もあると思います。こうした初期の姿をとらえ返し、77年5月30日声明で、自己批判を公表して、新しい出発をしました。革命家としての自分や自分たちのあり方を問い合わせ、「自分がどうするか」ではなく、人々にとって必要な役立つあり方へと、自らの変革をとおして、社会参加していく闘い方をうちたて、今に至る日本赤軍の土台を築きました。

この地平“自己を変えることなしに世界を変ええない”当時、外因論に依拠していた自分たちや左翼のあり方から転換して闘いました。(頭の中をスッキリさせようと、隊内がバラバラになっていくことの観念的なあり方を連合赤軍の教訓としながら、生きた人と人との関係を大切にして進みました。)当時の70年代後半の転換を経て、80年代、90年代と、国際的・国内的に闘ってきました。その点については、別の機会に今後書けるところは書いていきたいと思います。

逮捕時に表れた自らのあり方を反面教師としつつ、新しい世纪の闘いに教訓が生かされる様に闘い、語りつけます。小さくとも、在外から帰ってきた仲間たちが、実践の場を持ち、公然と、のびやかに発言しながら、検証されていく活動が生まれることを望んでいます。「20世纪の日本赤軍から継承していく中身は、第一に自己犠牲的なボランティア精神です。第二に、人間を大切にし、人間関係を共に変えながら社会を変えていく世直しです。第三に、誤りを正して進む考え方です。第四に、多民族共生を求める人民連帯の精神です。歴史に刻んだ教訓と経験を活かしながら、日本を起点とする世直しの担い手として、飛翔します。」と伝えた様に、社会の中で、人々と共に新しい力と連帯を育てるこことを願っています。

戸平和夫さん最終意見書（続）

編集部注：101号掲載の戸平さん最終意見書後半部分で、これで全文が終了します。

意見書

被告人：戸平和夫

2001年10月1日

東京地歩裁判所刑事13部御中

（3）ヨルダンの違法性

ヨルダン政府は、私たちに対して、通常の入国手続きにおいて入国の是非を問わず、レバノン機の搭乗口で、両腕を二人のヨルダン人に取られ、拘束された状態でタラップの下に連れて行かれ、そこで自称入国管理官が目前に入国拒否を宣言し、その横で在ヨルダン日本大使館を名乗る男が「渡康証は、ここにある」と叫び、何らの意思も確認せず、また抗議しようとするのも阻止され、拘束された状態のままに日本政府の用意したアエロフロート機に乗せました。

パスポートを持たずに飛行場に降り立った外国人を処遇するのに、本人に何らの弁明の機会も与えず、隣にある飛行機に乗せてしまうことは、あり得ないことです。しかも、私たちがレバノンからの国外退去になっているのは、日本政府の引渡し要求が政治的なものであり、それがために引き渡されなかつたためです。

これは、難民条約に言うところの「種族、宗教、国籍又は政治的意見の相違により迫害を受ける充分な根拠があり、それがために現在外国に居る者であって、利己的便宜以外の理由又はこのような恐怖により自国の保護を希望しない者」「種族、宗教、国籍又は特殊の社会団体員、政治的意見の相違の理由をもって迫害を受ける充分な根拠があり、そのために外国に居てこれらの恐怖により、自国の保護を受けられないか或いはそれを望まない者、又はこのような事情で前に居住していた國以外の領土におり、国籍もなく自國に帰る意思もなく或いは帰ることもできない者」（難民の地位に関する条約第一章第一項A<2>）です。

政治的難民扱いについて、自國で保護することができない場合には、他の第三国に送還することとし、「本人が希望しないところには帰さない」原則があります。

以上のようにヨルダンの違法性も明らかです。

（4）日本の違法性

豊見永証人は、レバノンからヨルダンへの移送はレバノンがしたこと、アエロフロート機に乗せたことはヨルダンがしたこと、私たちが自分の意思で帰国を望み、機内で自由にしていたので、日本は何ら法を侵していないかの如く証言しています。

旅券法第19条の3一項は、「外務大臣又は領事館は、外国にある日本国民で本邦に帰国することを希望する者に対し、その者の申請に基づいて必要があると認められる場合には、旅券に代えて渡航書を発行することができる」とし、しかも「旅券を所持しない者であって、緊急に帰国する必要があり、かつ旅券の発給を受けるいとまがない者」に対し、ごく限られた場合に発給されます。但し、その原則は、日本帰国を希望しているもので自らの申請によって発給されます。

但し、同法四項は、「特に必要があると認められる場合」には、その者が自ら申請しなくても、発給することができるとしています。この場合、この四項は、「三項の規定にもかかわらず」としており、三項は、本人の申請と交付手続きも規定していることから、この場合でも本人が日本への帰国を希望していることは「帰国のための渡航書」発行の要件としてあります。私たちは、「送還」について面会を求めてきた日本大使館員に面会を拒否することにおいて、帰国の意思がないことを示していました。にも拘わらず、決して申請していない「帰国のための渡航書」をいまだ私たちがヨルダンに着く前から日本大使館は発行していたのです。これは、旅券法第19条に違反しています。

また、もし仮に19条四項、本人の申請なくして発行できるということは、本人に帰国の意思が無くても渡航書を発行できる場合であると解釈し、発行していたのであるとするならば、在ヨルダン日本大使館は、私たちの意志に関わり無く「帰国させる」という強い意志を持って

いたとの何よりの証拠です。当人が帰国を希望しなくとも帰国させるということは、即ち本国への強制送還です。ヨルダンが私たちを日本に送還する権限も、日本がヨルダンにおいて私たちを日本へ強制送還できる法的根拠も有していません。

すなわち、ヨルダンからの退去は、直ちに日本への帰国を意味するものではありません。本人が希望していないにも拘わらず強制的に日本に帰国せざるを得るのは、まさに犯罪人引渡しの場合だけです。日本は、この手続きを一切とらずに渡航書一枚でこれを済ませようとしたものであり、その違法性は高いと言えます。

第二に、アンマンで、日本人もヨルダン人と一緒になって、私たちをアエロフロート機に乗せました。これは豊見永証人が言う如くヨルダンの許可なくてはできないことであろうが、まさに、日本はヨルダンと一緒に協力しあって私たちを行き先も告げずに、選択の余地無く暴力的に乗せました。

すなわち、日本は、少なくとも、ヨルダンが入国を拒否したとたんに私たちの身柄を直接的に拘束しました。この直接的な身柄拘束が、刑事訴訟法、憲法に違反することは言うまでもありません。

第三に、何より、この三国の連携は、全て私たちを日本に引き渡すためのものであり、決して、三国がバラバラに思いつき的にやった結果、偶然に、私たちが日本に帰ってきたというものではありません。

よって、レバノンからの身柄拘束自体も間接的にはあれど、日本も関与しているものであり、あるいはレバノンの暴力的な移送の結果を身柄の連続性という点と、私たちを精神的に制圧し、無抵抗に押さえ続けたという二面において引き継いだものです。

日本が再三にわたって被告人らの身柄を要求していたこと、しかも、レバノン、ヨルダンには、私たちを日本に帰さなければいけない直接的な動機はないことからすれば、これらは日本国政府のシナリオに、レバノンとヨルダンが協力したにすぎません。

第四に、日本政府が、日本と国交のある政府とその国家の庇護下にある犯罪人の引渡しについて正式に交渉を行い、その結果、正式に拒

否された場合に、日本政府の依頼を受けたものが暴力的に拘束し、強制手段によって、犯罪人を日本に送還するならば、それは国際法に違反し、また日本の警察権の及ばないところでの違法な活動であると言えます。

国際法のもとで、相互の主権、独立、領土保全と統合を尊重しあうことを約束しあって国交を結ぶ、両国は単に禁じ合う行為をしないというだけでなく、相手国の主権に関わることは、全て相手国の同意なくして、一方の国家は行うこととはできません。

引き渡し条約の有無に拘わらず、国交を正式に持っている国において、要請国が正式に引き渡し要請を行い、正式な政府特使を派遣するなどして、政府間の交渉を通して、その被要請国がその主権において、引渡しの拒否を決定するなら、すなわち、その訴因について同意を示さず拒否するなら、要請国は公訴権を持たないことになります。それは、主権の判断を尊重することが、国際法、国際慣習のもとでの要請国の義務としてあるからです。国家間での交渉を自ら求めて行った以上、それに対して相手国が決定するなら、それは自らの政府決定と同じ度合いをもって尊重しなければなりません。

しかし、日本政府の行動は、国際法、国際慣習を無視し、レバノンの主権をないがしろにし、レバノン当局が暴力的に拘束し、ヨルダンが違法に日本に引き渡したとして、それらは、日本の要請としてあり、国際法に反しています。

1. 国際手配の不当性

これについては既に述べているので省略します。但し、レバノン司法当局の判断では、無効となっていることを付け加えておきます。

2. 再逮捕の不当性

これまで述べていることに付け加えれば、レバノン側が、私の引渡し条件に、引渡しの罪状以外に罪を問わないことを要求していました。これは、引渡し条件として当然なものとしてあります。それが、日本への引渡し拒否の根拠の一つであり、日本がレバノンの主権を尊重するのであれば、私の違法な強制送還後に、新たな罪を問うことは、不当であると言わなければなりません。

また、罪状認否の際の意見で述べたように、97年2月から、私の所在は明らかであり、また、日本政府特使、日本大使、日本大使館員は、レバノン政府だけでなく、司法当局、また刑務所当局との接触を行っており、刑事訴訟法第225条第一項にある「国外に居る場合」であるけれども、「逃げ隠れしているため有効に起訴状の贈本若しくは略式命令の告知ができなかった場合」には当たらず、時効が過ぎ、私が日本に送還され収監されてから2ヶ月もたって逮捕状を作り逮捕することは、違法です。

3. 有印公文書偽造・同行使事件での私の供述調書の任意性と信用性

任意性に関しては、公判で供述しているので略します。信用性については、この公判だけではなく、和光公判、重信公判でも、明らかにしています。

真実に従って、この調書は否定されるべきです。

以上述べてきたように、私の収監に至る過程において、また、国際手配において、再逮捕において違法が明らかであり、有印公文書偽造・同行使事件、偽造有印私文書行使事件について、この公訴は棄却されるべきであると考えます。

公判の冒頭の意見でも述べましたが、日本政府に対して、岡本公三さんへの国際手配を取り下げるよう要求します。彼には、既に、問われる罪はありません。彼は、イスラエルで13年間服役し、赤十字の仲介による戦争捕虜交換という合法的な方法において釈放されています。イスラエルですら彼を国際手配していないのに、何故、日本政府だけが手配を続けるのでしょうか？これは、憲法39条にある「同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われない」の規定に反するものであります。

戸平公判弁論要旨（続）

こちらも101号掲載の戸平公判弁論要旨の続きです。

第三 情状について

一 本件につき、公訴棄却の判断がなされない場合には、以下の情状が考慮されるべきである。

二 事件発生から長期間を経過した事件であること

第一の公訴事実については、事件発生から、既に四半世紀を過ぎている。

その間、被告人は、スウェーデンで身柄を拘束され、日本に送還され、苛酷な取扱を受け、約五ヶ月勾留された後、超法規的措置による釈放により、旅券も持たない状態で海外に出国し、その後二五年もの永きに渡り海外を彷徨ってきた。

この点、被告人が、二五年前に日本で裁判を受けていたのであれば、本件が初犯で、被告人には全く前科前歴もないことからして、程なく罪を償い社会生活に復帰していたであろう事が予想されるのであり、自らの選択とは言え、これまで二五年間旅券も国家の保護もなく世界を彷徨ってきた被告人は、これまでに充分に制裁を受けているというべきである。

よって、刑事訴訟法上公訴時効が認められる

事案ではないものの、時間の経過から時代や事情の変化を考慮した時効の趣旨が汲まれるべきである。

三 海外で起こった事件であること

本件二件は、いずれも、海外で起こった事件であり、殊に、第二の事件は、エクアドル共和国の「偽造された出入国カード」の行使という事案であり、第二事件について害された法益があるとすれば、それは、エクアドル共和国の「文書の信用」という法益であるが、エクアドル共和国からは、特に被告人について訴追の希望は出でていない。

この点は、両事件とも長期間経過した後の訴追である点を含め、考慮されるべきである。

四 超法規的釈放後の旅券の不所持

また、第二事件は、被告人は、一九七五（昭和五〇）年の超法規的措置による釈放による出国の際、片道の「渡航証」のみでマレーシアまで送られ、その後「渡航証」は取り上げられ、旅券等の発付も受けられず放置された被告人として、改めて旅券の発給を受けることもできない状態で、行われた事件でもあり、被告人としては、不可抗力に近い面があることも考慮されるべ

きである。

五 本件は他の犯罪行為に附隨して行われたものではないこと

本件二件は、それ自体犯罪行為に当たるとしても、被告人は、本件を行うに際し、他の犯罪的目的のために、或いは、他の犯罪行為に附隨してかかる行為を行ったとは言えず、被告人につき、本件以外には、刑法その他の法令に触れる行為を行ったとする証拠は全くない。

六 被告人の「日本赤軍」への加入と「日本赤軍」の解散

被告人が、その加入時期はどうあれ、「日本赤軍」の思想に共感し、「日本赤軍」に加入し、日本赤軍メンバーとして活動していたことは事実である。

しかしながら、被告人は、日本赤軍がかつて標榜していた「武装闘争」やそれに附隨した活動には一切関わっておらず、人々の生命・身体を危険に晒す活動は一切行っていない。

よって、被告人が、「日本赤軍」のメンバーであった過去を捉えて不利な情状とするのは、「その行為を罰する」とする刑法の趣旨に反するものである。

また、「日本赤軍」は、現在では解散しており、被告人も、改めて一個人として、日本で生活をし、社会復帰を目指す意思を固めている。

七 当時の時代背景

被告人が、二六年前、「VZ一五八」という組織から、日本赤軍の活動に身を投じ、軍事訓練などを受け、又は、所謂「クアラランプール事件」の「人質交換」により、超法規的措置による釈放を受けるなどという一連の経過は、その当時二二歳という若年の被告人が採る行動として、現在から見れば、「特殊」な行動とも考えられる。

しかし、当時の時代背景は、ベトナム戦争、六〇年安保闘争、七〇年安保闘争、全共闘運動等を背景として、若者達が政治運動に邁進した時代であり、「日本赤軍」の活動もその流れの中にある。

そして、被告人の右のような行動も、当時としては、このような、真面目に世界を考え、世の中を考える若者達の活動と大差のないものであった。

そして、当時から四半世紀以上も経過した

現在においても、可能な限り、あの当時の時代状況、時代背景を勘案した上で量刑がなされるべきである。

無論、その後も「日本赤軍」メンバーとして活動したことは、被告人自身の選択であるが、超法規的措置による釈放以来、世界を追われる身になった被告人としては、被告人にはそれ以外の生き方は極めて困難だったと言うべきである。

八 被告人の性格と再犯可能性の欠如

被告人は、気が弱いが、正義感が強く、勤勉実直な性格であって、本来的には「犯罪的傾向」を持ち合わせない者である。

その被告人が、本件を起こしたのは、主に、「日本赤軍」という組織に関わってのことであることは否定しないが、その日本赤軍も既に解散しており、被告人自身、「日本赤軍」としての過去を清算し、日本で地道に生活し、社会復帰をなして行く覚悟を決めている。

このような被告人にしてみれば、今更、同種の再犯は勿論のこと、他の何らの犯罪に及ぶ理由もなく、再犯の虞はない。

九 母親の協力と監督

被告人の実母戸平茂登美は、被告人が二六年の永きを経て日本に帰ってきたことに驚きながらも、「もう生きては会えないかと思っていた」息子との再会を喜び、被告人が自由の身になった後は、堺市の自宅に被告人を迎え、共に生活し、その社会復帰を支えたい意向を明らかにしている。

一〇 同種事案との公平が図られるべきこと

被告人と同様、元「日本赤軍」メンバーであり、且つ、旅券の偽造等偽造被告事件で訴追されたものとしては、これまでに、被告人と共に帰国した足立正生、山本萬里子の他、吉村和江などがいる。

この点、吉村和江は、有印私文書偽造、私印偽造等の被告事件につき、執行猶予付きの懲役二年の判決を受けており、足立正生は、有印私文書偽造同行使被告事件につき、執行猶予付きの懲役二年六月の判決を受けている。

山本萬里子については、有印私文書偽造、同行使、旅券不実記載等被告事件につき、現在公判継続中であるが、保釈が認められ、在宅によ

る審理を受けている。

これらの事案からすれば、被告人のみ殊更に重刑を科する理由はないというべきである。

結論

公訴が棄却されない場合であっても、本件については、以上的情状を考慮し、執行猶予付きの判決が出されるべきである。

以上

判決公判報告 戸平和夫11月20日

11月20日の公判は前回の論告・求刑の時の傍聴人が二人だけというさびしい状況とはうってかわって、たくさんの人が来てくれていました。退廷時には、「ガンバレよ」という励ましの声をかけていただき、とてもうれしかったです。ありがとうございました。

判決は、すでに新聞などで報道されているように懲役2年6ヶ月、未決算入470日でした。

判決理由では、私と弁護人が、公訴棄却を要求していた根拠を全面的に否定しました。その上、私が最終意見陳述でのべたことは、完全に無視されてしまいました。

75年の超法規的釈放による裁判権の放棄についてクアラ闘争によって強制されたもので、放棄したものではないと全面的に否定。

また、00年の不当送還については、レバノン、ヨルダンのそれぞれの国が行なったことは裁けないと日本政府が強制したことを不問にした。日本が行なった私たちを不法に拘束して送還したことについて、私たちが拘束されていた事実については認めながら、日本赤軍に対してだから許されるという論理を使って正当化した。

これは、米国の報復の論理と全く同じものです。日本赤軍であれば、不法なことを行なってもかまわないという論理です。

これは裁判所自らが法治を否定するもので

す。民主主義の法の番人でいなければならぬ裁判所がこのような判断を示すことは許されるものではありません。

判決文でよかったです点は、検事が非常にひつこく、私が当時赤軍メンバーではなかったと証言していることを否定しようとしていたことについて、長岡裁判長は検事の主張を否定したことです。検事の目的が、私の他の公判での証言の信用性を失わせることにあったので、それを否定するものになっています。

量刑においては、同様の公文書や私文書の偽造や行使に問われているこれまでの私たちの同志の側からみても、当然執行猶予にすべきでした。判決の中では、検事側が私に4年を求刑した根拠であった、私の他の公判での証言についてはふれなかつたけれども、その量刑においては、検事側の主張する量刑に呼応したものです。これは明らかに私自身が犯した罪状について判断されたものではないことは明確です。

このような判決を認めるわけには、いきません。私は判決後、直ちに弁護人と控訴してこの判決と闘うことを確認しました。

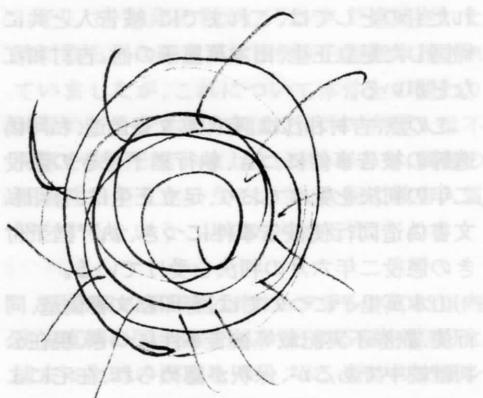
今回の公判の失敗はメモを持っていかなかつたことです。判決文がすぐに回ってくると思い込んでいたのですが、判決後1ヶ月近くたつても来ていません。その結果がこの公判報告を書くのもずるずるおくらえる結果となりました。

ということで控訴審へ継続です。

9・11以降、米国を筆頭に「テロリスト」への報復のためには、法を無視してもかまわないという論理がまかり通っています。これは法治を基本とする民主主義の否定です。

私への判決も、同じ論理のなかにあり、この論理をくつがえしていくためにもたたかっていきたいと思います。

ひきつづき、ご支援をよろしくお願ひします。



10月15日西川公判報告 戸平和夫

西川さんの公判報告はどこにもなかつたことを思い出し、公判報告を書くことにしました。

西川公判も、和光公判と同じように訴因変更が行われて、重信さんをハーグ闘争の共謀の中に加えました。

そして、その最初の証人が私だったようです。しかし、私への召喚状には“有印公文書偽造・同行使事件”となっていたので、今年1月に西川さんの公判に出た時と同じかと思っていたら違っていました。

傍聴席は、私の公判より多くて、知った顔の方々がいました。西川さんもうれしそうでした。私にもニッコリ笑ってあいさつを交わしてくれました。

証人席について、検事の方を見たら、何んやねん、村瀬はいる西谷はいるは、これでは重信公判や和光公判と全く同じになっていました。まさに重信シフトです。弁護側も、前は尾崎先生だけだったのが、他に二人弁護人がついていました。そして、裁判長の方を見たら、これも前の裁判長と違って年寄りにかわっていました。全てが重信シフトで、検事側が力を入れたことで、それにあわせて体制がつくられたようでした。

そして、その最初の血祭りにあげられたのが私だったので。

村瀬検事は、あたかも当然のようにハーグ闘争に関連したことを聞きはじめたので、私は裁判長に対して召喚状には“有印公文書偽造・同行使事件”とあってハーグ闘争に関連してとはなかったと抗議しました。今年1月に西川公判に出廷した時も“有印公文書…”に限定したものだったので、抗議をしたのです。

裁判長はあわてて、書記官に召喚状にどのように書いたのか聞いていました。書記官は、“有印公文書偽造・同行使等”と書いたと言っていました。

その時、尾崎弁護人が、弁護側も、ハーグ事件をふくんで尋問することに合意している旨の発言がありました。私はそうですかと言うしかなかったのですが、裁判所側に間違いがあつたことの確認をもとめたが、無視されました。

村瀬は、今度はなぜ検事が東拘にうちあわせに行ったのに会わなかつたのかと聞いてきました。私は東拘では検事からのいかなる呼び出しも拒否しており、村瀬についても西川公判だけでなく、和光公判、重信公判の時も拒否しており、また、西川公判でも、1月にそのことについて聞かれて答えており、私はそれに答えることを拒否しました。すかさず、尾崎弁護人は、検事は証人尋問とは関係のない質問をしていると異議を出し、裁判長もそれを受け入れ、検事に尋問に入るよううながしました。

それで、村瀬は、また例によって、いつ日本を出国したのかということから質問が始まりました。これも自分の公判を入れれば、三回も同じことを聞かれており、あんまりあほらしいので、どこへ行ったかを一年分を一気に答えました。

検事の方は、逐次的に聞かず、私が調書と違うことを証言していることは飛ばして、調書の内容を認めているところだけまで進みました。もちろん、これも、これまでの質問と同じで、当然これまでと同じ答えをしました。重信さんの会議の発言の供述をゆがめられて調書にされ、デッチ上げられたことを証言しました。

例によって休息をはさんで、3時間ぐらい尋問はおこなわれました。1回で終るかと思ったら、村瀬はあと2回やると言い、しかも弁護人からの反対尋問があるので3回になると言っていました。エッと思って尾崎先生の方を向いたら、うなづいておられました。

ということで、次回は11月16日に尋問が継続されることになりました。へたすると来年までかかりそうです。どうせ同じことを聞くのだから、和光公判、重信公判の公判調書をつかえばいいのにと思うのですが。エエけどねもう8回もやつたので、しっかり慣れてしまったから。

証言が終って手錠をかけられている時に、西川さんがさかんに傍聴席の方に指差して、教えてくれました。顔見知りが一杯来ていたので彼もうれしかったのでしょうか。

ということで、西川さんとはあと3回おつきあいすることになりました。西川さんも少し太目になって元気そうです。傍聴にどんどん来てあげて下さい。

公判報告 山本万里子

暮れも押し詰まって、寒い日が続いていますが、皆様お元気でしょうか？

前号に、私の公判報告をしなかったので、7月31日の第17回公判から11月6日の第22回公判まで、6回の公判報告が溜まってしまいました。

その間に、アブ・アリ・ムスタファPFLP議長がイスラエル政府によって暗殺され、9月11日には、同時多発テロと呼ばれる世界を震撼させる事件が起り、それへの報復として、米英軍を中心とするアフガンへの空爆が当然のことのように開始され、日本もそれに追随し、自衛隊を戦地に送るという憲法違反を恥ずかしげもなく行う……等々、世界情勢がいかがわしい方向に動いています。憤りと腹立しさを感じざるを得ない日々でした。

6回の公判について手短に報告します。

7月31日の第17回公判は、証拠整理で、検察側が要求した証拠について、裁判所が判断を示すことになりました。裁判所の判断は画期的なものでした。XXさんの調書の証拠採用を却下したのです。どのように検事によって捏造された調書が、証拠足り得ないと判断されるのは、当然と言えば当然なのですが、検察が一旦証拠として出したものは一応証拠として認めるというのが、日本の司法の通例なのです。検事はびっくりしたようですが、何も反論しませんでした。しかし、その後、彼が何も抗議しなかったことで、検察庁の上司らに叱られたらしいことが読みとれました。

そして、74年に私がフランスで逮捕された時に取られた調書が検察側から証拠申請されていましたが、これについて本件との関わりがないことを主要な理由として、弁護人は不同意を表明していました。結論として、調書の任意性を争うということで、次回に被告人質問をするということになりました。

8月27日の第18回公判は、フランスのDST(内務省直轄の国土保安局、いわゆる秘密警察)に捕まった時の調書をベースに、当時のフラン

スでの私の生活を中心とした尋問でした。ただ、この調書の中で、本件に関連するのは、私と重信さんの関係についてだけなので、裁判を速く進めるために、それに関する部分のみ、内容上ではなく、証拠として同意して、弁護人の尋問が始まりました。当時のフランスでの生活を軸に、友人のことや、取調べの状況など、検察官からも尋問があり、最後に裁判長が、「日本と比べて、違法がありますね」と、6点を挙げて締めくくりました。6点とは以下です。①逮捕状が示されず、逮捕の被疑事実を言われなかったこと。②取締官に拷問のことを言われたり、立たされたり、脅迫があったこと。③被告人のフランス語の能力が自由になんでも話せる状況でないのに、通訳不在だったこと。④黙秘権の告知がされていないこと。⑤調書の本人への確認が不十分なこと。⑥弁護人の選任権が告知されていないこと。調書が任意性に欠けることを証明できたのではないかと思います。

9月13日の第19回公判について、裁判所は、論告を予定していましたが、検察側は、前回の尋問を不十分として、フランスから当時のフランス人取調官を証人として呼びたい、訪日が難しい場合は、取調官のフランス予審判事に対する供述書を送ってもらう方法を新たに申請しました。

弁護人は、不同意を前提に被告人尋問をしたのだから再尋問は不要である、被告人のフランスでの被逮捕は本件と関係ないのであるから証人要請は不要、などと反対を表明。

裁判長は、検察官に対し、証言立証を必要とする趣旨を文書にして、9月18日までに裁判所に提出し、21日までに弁護人宛に提出せよと確認して終わりました。

9月27日の第20回公判は、検察の異議を聞いただけで、16時45分から、15分の予定で開かれました。

検察は、その前日付けで、フランスの予審判事への取調官の供述を既に依頼したと言い、フランスの調書の任意性について中身が曖昧で

あるとか、調書の不同意部分でも取調べの必要性が高いなどと主張。

これに対して、弁護人は、重信さんとの共謀のみが関連するのであって、さらに取り調べる必要ない、任意性を立証する必要もない、フランスの調書で、本件を立証するのは不適切である、と反論。また、検察の理由で、最後になってフランスに証人申請するのは、被告人の裁判を受ける権利(適正に裁判を受け、解放される権利)を侵害している、2月5日に判決予定であったにもかかわらず、訴因変更に限って、出来るだけ速やかに裁判を終わらせると言ってきたのに、改めて情状について立証する必要はない、と反対意見を表明。

これを受けて、裁判長は、双方の異議を棄却しました。つまり、検察がフランスから証人を呼ぶことを却下し、弁護人が検察の尋問不要とすることを却下。結論として、検事の被告人への尋問が認められ、次回それが行われることになりました。しかし、それは、6日後の10月6日で、16時からということで、裁判長が形式的に検察の顔を立てたような感じがありました。

10月3日の第21回公判は、フランスでの活動についての検事の尋問で始まりました。コードネームのこと、赤軍との関わりについて、XXさんとの共同についてなど。最後に私がパリに行ったのは、アラブ赤軍に関わる活動をするためではなかったかと聞かれたので、明確に否定しました。

フランスの調書の日本語訳の誤りについて、私の方で、弁護人に聞かれる形で修正した後で、裁判長から2,3の質問がありました。奥平さんを送り出すことが本件の目的であって、それ以上ではなかったこと、重信さんと共に謀してはいないことを証言しました。ただ、他の人が重信さんと一緒にになって何かしようとしていたかどうかについて、「分かりません」と答えたのが、不適切ではなかったかと、後で捉え返しました。

11月6日の第22回公判は、論告と最終弁論併せて1時間の予定でしたが、弁護人の方で、弁論の読み上げを一部略したにもかかわらず、

15分程超過しました。主要には、弁護人の弁論が、検事側より、子細にわたって丁寧に論理展開されていたことによります。

検察側の論告は、①事実関係、②情状関係、③求刑という構成で、事実認識の間違いが多くあり、それを証明できる説得力に欠けていました。求刑は、昨年段階と同じで、2年6ヶ月でした。

これに対して、弁護人の弁論は、①はじめに、②重信と被告人の共謀は存在するか、③重信とXXの共謀、④XXへの依頼が重信以外の人間であった可能性、⑤XXが重信の依頼である旨証言した理由について、⑥結論、⑦おわりに、という構成で、検察が略していることについても、また検察の主張から、立証不要ではないかと展開した点についても、丁寧に反論しました。なかなか説得力があり、配慮の行き届いた弁論でした。

最後に私の方でも、訴因変更に関わる点についてのみ短く意見提起しました。前の公判で、他の人と重信さんの共謀の可能性について、「分かりません」としたことが証言を弱くしたと捉え返していましたので、その点を明確にするようにしたつもりです。(山本最終意見書参照、P11から)

次回は判決です。今年中に終わるだろうと思っていたのですが、3人の裁判官は相談して、来年の1月15日ということになりました。1年近く判決が遅れてしまったのが残念ですが、正当な判決が出ることを期待したいです。この裁判は、特に訴因変更後、私の裁判というより、重信裁判という性格を押し付けられてきました。この件について、重信さんの無罪が確定することを切に願っています。

最終意見書 山本万里子 2001年11月6日

訴因変更の根拠に関する

1. 本件について、私と重信さんが共謀したとされていることは、既に述べましたように、事実無根です。

① 重信さんと私が、初めて会ったのは、74年5月下旬のことと、本件の後、私が日本からパリに戻ってからのことだからです。

ポスト役として、アラブの赤軍と郵便物のやりとりをしていましたが、これは重信さんと手紙の遣り取りをするといった類のものではありません。また、本件のような非合法な活動内容について、手紙で、依頼したりされたりするようなことは、保安上あり得ません。

② 重信さんが誰かに本件について、指示ないしは、依頼した可能性について、前回明確に答えきれていなかったので、重信さんが誰かに本件を依頼するはずがないと思う根拠について、ここで明らかにします。

重信さんは、私生活について、余り自分から進んで話す人ではありませんでした。それは、何か自分について隠すというのではなく、そういうことは大切に胸にしまって置くというタイプだったからだと思います。

それで、重信さんから、奥平剛士さんについて、同志としての関係でなく、個人的関係について、余り話を聞いた記憶がありません。ただ、何か書類を処分しなくてはならなかった時、リッダ闘争直後に、彼女が闘争で剛士さんを亡くした痛苦を吐露した文章を目にしたことがあって、彼女が剛士さんをどのように愛し、どのくらい大切に思っていたのかを、偶然に知りました。ふたりの関係が、彼女の出国を容易にするための「偽装結婚」という面が無かったと言えないとしても、それだけでは無かったのだと胸を打たれたことを、いまだに忘れることができません。

その後、73年3月に、メイさんが生まれて、その入籍を奥平家から断られたということなど、本法廷で初めて知りました。息子を亡くした奥平さんの両親の気持ちを察して、失礼なことを頼んでしまったと、重信さんが捉え返しているところに、彼女の誠実さがよく現れ

ていると思います。それが言葉だけで無いことは、彼女が逮捕されて、自分の所在を隠す必要が無くなったところで、すぐに戸籍名を奥平から重信に戻したことにも、明確に現れています。

剛士さんについて、直接には知りませんが、自己犠牲を厭わない、親思いの革命戦士であったことは、彼が決死のリッダ闘争を担う前日に両親に書いた手紙にも顕著です。以下にその手紙を引用します。

ご無沙汰しております。今ローマから書いています。これが最後の手紙になるでしょう。国を出る時から生きて帰ることはないときめていましたが、不思議に今まで生きのびて、多くの人にあい、多くの事を知り、そして、最初の考え方通りの路を行こうとしていること、何度も考へても、ありがたい事だと感じます。思う通り、わがままいっぱいにさせていただきましたこと、お詫びの言いようもありません。ついに孝養のこの字もさせていただくひまがありませんでしたが、もしも任務が許すならば、いつも第一にそれをしたいと思い続けていた事は、わかって下さい。我々兵士にとって死はごく当然の日情事ですが、ただお二人が嘆かれるだろうこと、それだけが今僕の心を悲しませます。ベトナムで今死んでいく数千の若い兵士、こちらで、又世界の至る所で、革命のために死のうとしている若い兵士たち、僕らもその一人だし、あなたがたも彼らのために泣いている何千何万の父や母の一人であること、こうした我々の血と涙だけが何か価値のある物を作り出すであろう事をいつもおぼえていて下さい。

ローマの空は明るく、風は甘いです。町は光にあふれています。少年時よみふけた、ブリュータークの思い出が町の至る所で、僕を熱くさせます。仕事がすみしだいお二人のもとに帰ります。

ではお元気で。さようなら 剛士
お守りはちゃんと持っていきます。写真
といっしょに。

(1972年5月29日)

この剛士さんが、弟には、自分と同じ道を歩くな、これ以上両親を悲しませるなと遺志を伝えたということに偽りがあるとは思えません。

重信さんが、そうした剛士さんの気持ちを一番よく分かっていたと思います。

従って、その重信さんが純三さんを送り出してくれと、誰かに指示したり、依頼するとは全く考えられません。

2. 訴因変更は、検察側の「証拠」捏造で成り立っています

6月20日、検察官が、重信証人に、以下のように質問し、話しました。

「証人は、XXさんから何か恨まれるような身に覚えがありますか?」「はっきり言って、XXさんがああいう供述さえしなければ、あなたを起訴することもなかったし、今回の山本被告人の訴因変更することもなかったんですよ。」「XXさんからあんな話が出たがために、訴因変更しなければならない、私もあなたを起訴しなくちゃいけなくなっちゃったんですよ。」

検察官は、訴因変更の根拠をXXさんと重信さんの関係に帰そうと試みていますが、ことの発端は、検察が創り出したことを、あたかもそうでなかったかのように、見せようとしている魂胆が丸見えです。

① この訴因変更の請求は、本件が27年前の事件であるにもかかわらず、今年に入って、私の公判の判決の数日前に行われたという異常さを特徴としています。重信さんが逮捕されてから後に調書を「証拠」として創り上げて、重信さんに対して、罪を重くさせたいという検察側の意図が明白だと思います。

② 記憶が曖昧なXXさんに対して、取調べを強要し、検察側が作文した調書をXXさんが訂正を要請しても、検事はそれを聞き入れなかつたことが、法廷でXXさんから明らかにされました。

その結果、裁判所が、このXX調書を証拠足り得ないと棄却されたことは、正当なことだと思います。

以上から、本件で、私と重信さんの共謀はありません、訴因変更が成立しないことを明言します。
以上

仲間のI氏急逝を悼む

私たち「帰考会」は、この10月23日、仲間のI氏を失いました。

若い頃は、I氏は演劇青年であったそうです。「帰考会」の集まりでも、公判傍聴でも、いつも笑顔を絶やさず、その場にいる人々を和ませてくれた不思議な魅力のおじさんでした。

特に忘れられないのは、I氏が、旧日本赤軍の子どものことを我が事のように気にかけてくれていた事です。彼自身が子煩惱で、実際にも子育てをしてきたという事があったそうで、T君の事では、何度も相談に乗っていただいたものです。「親自身は自分が選んだ人生だが、子どもは、それとは関係なく、自分で選んで生きていいよ」というのがI氏の持論でした。

「〇〇さんが身体の調子がよくないらしい」と「帰考会」の集まりで報告があると、早速、東拘に見舞いに走って下さったり、カンパをして下さったりと、縁の下の力持ち的な役を、黙ってやり続けてくれたI氏。「帰考会」のメンバーであるというだけで何度もガサを受けたI氏。子どもを残して逝くのは、さぞ心残りだった事でしょう。

I氏の子ども、岐阜の泉水さん、仙台の丸岡さん、東拘の「帰国者」の面々、そして「帰考会」の面々を、I氏は、笑顔で見守ってくれていると思います。Iさん、大丈夫ですから、どうか、安らかに。私達が続けますから。

Iさん、T君も来年は成人式です。どうか、彼の事をこれからも見守って下さい!

米国のアフガン侵攻戦争と 「懲罰房」

9月11日の米国内同時多発無差別攻撃後、米国の刑務所では、不思議な事が起こっています。

日本赤軍関係者と認定された菊村さん(コロラド州)と城崎さん(テキサス州)は、突然「懲罰房」(と言うのか「独房」というのか、余りよく分りませんが)に押し込められました。

城崎さんは、2週間くらいで終わりになったそうですが、菊村さんは、3週間も閉じ込められた上に、その間はすべての通信・手紙・電話・新聞・雑誌閲読、TVとラジオの視聴を止められたそうです。菊村さんは、10月3日に完全拘束は解除になったものの、「向こう2-3ヶ月は、日本語での郵便物は一切許可しない」という通知を受けたそうです、10月中旬に。ですから、菊村さんは手紙も電話も英語でしかできなくなっています。菊村さんは、日本語での手紙を送り続けて欲しいと訴えています。

読者の皆さんにお願いします。菊村さん、城崎さんに日本語で手紙を出してください。その際、日付をどうかお忘れなく。

MR. YU KIKUMURA
#09008-50 P.O.BOX8500
FLORENCE, COLORADO
81226-8500, USA
MR. TSUTOMU SHIROSAKI
#20924-016 P.O.BOX26030
BEAUMONT, TEXAS
77720-6030, USA

いわれのない差別的措置を受けている菊村さんと城崎さんにエールを送ってください。そういえば、東拘獄中者からは、措置変更の知らせは受けていませんが、何も変更がなければよいのですが。

「ザ・パスポート」購読料 払込とカンパのお願い

1. 読者の皆さん、これまでの購読料払込とカンパをありがとうございます。ひき続いて、2002年度の購読料払込をお願いします。
2. 西川さんの前歯を入れるカンパのお願いをしてきましたが、現在の東拘では、ほぼ無理という事が判明しました。ですから、この目的でのカンパは、公判費用に回させて頂きます。
3. 戸平さんの控訴費用カンパのお願い世の中、ますます不況、失業の時代へと向かっていますが、戸平さんの控訴費用を集めています。志のある方、よろしくお願ひします。

2001年の「帰国者」公判 進展具合

1. 沢田由起子さん

来年5月頃に判決見込みです。1月11日の論告求刑、3月の最終弁論に傍聴お願いします。

2. 西川さん

ハーグ事件に関して重信さんとの「共謀」が訴因変更(というか、追加というか)になり、接禁が丸岡さんの3年8ヶ月を抜きました。来年は、彼も接禁解除になる事を願っています。

3. 「ベイルート4(和光さん、戸平さん、足立さん、山本さん)」

和光さんは、ハーグ事件で訴因変更(重信さんとの「共謀」追加)になり、現在も接見禁止中で公判を闘っています。

戸平さんは、11月20日に判決が下

り、控訴しました。彼の控訴を支えるために引き続きの支援、公判傍聴をお願いします。

足立さんは9月5日に執行猶予4年で釈放になりました。現在、リハビリの最中です。

山本さんは3月に保釈になりましたが、これも重信さんとの「共謀」が訴因変更追加されており、判決は来年1月15日です。

4. 重信さん

ハーグ事件での「共謀」「殺人未遂」を争っています。検察の創り上げた「74年当時から組織の最高指導者だった。重信が全て指揮した」という「魔女裁判」的な無理がほころびつつあります。

また、「奥平氏送り出し事件」でも「重信が直接指揮した」とする検察の主張も、山本さん公判では崩れています。

終わりになりますが、各公判で弁護を担当してくださった弁護士諸先生、本当にありがとうございます。2002年も、引き続きお願いします。

また、「帰考会」は、上記の「帰国者」の方々全員の救援に直接関われる力量がないところから、個別救援を担って下さっている方々の志に負うところが大という実情です。少しづつでも何か連携できる部分でやっていきたいと考えておりますので、来年もよろしくお願い致します。

浴田由紀子さんを救援する会 12/8集会報告 K

12月8日、文京区民センターにて、ゆきQ(浴田由紀子さんを救援する会)主催の浴田さん応援集会が行なわれた。集会参加者は130名弱。文京区民センターの一番大きな部屋が久しぶりに埋まったという集まり具合で、浴田さんの人柄に多くの人が引き寄せられたのだろう。それとも、浴田さんの大人の色気か。

浴田さんのお母さんも、山口からはるばるおこしいただいた。多くの人が浴田さんを応援していることを、直接お母さんにお伝えでき、そのことがもっともうれしかった。

また、浴田ジュニアTも顔を出し、うれしそうな顔をしていた。久しぶりに会ったけど、すっかり大人びてきたのにびっくり。なんと、しっかりあいさつできるようになっていた。

集会の内容は、「支援連ニュース」(支援連)で紹介されているので改めて紹介しないが、浴田さん本人、和光晴生さん、戸平和夫さん、重信房子さんから獄中のアピール

が寄せられた。そのほか、東アジア反日武装戦線の同志である大道寺将司さん、益永(旧姓片岡)利明さんからの手紙の抜粋を合わせたものを資料として配ったが、時間に押されて、浴田さんからのアピールの一部を読み上げたにとどまった。他のかたの分を読み上げられなかったが、参加者はきっと目を通されたことだと思う。



12/8集会で

【編集後記】

まずい。こんなに最後のスペースが余っちゃった。計算間違えていたかなあ。というわけで、本年を簡単に振り返ってみます。

年表風にしてみると、

昨年11月 重信さん逮捕、ガサ入れ
今年3月 山本万里子さん保釈
4月 メイさんほか帰国、重信房子さん訪日歓迎集会、日本赤軍解散声明
5月 最後の5・30声明
8月 「日本赤軍解散資料集」作成、アブ・アリ・ムスタファさん虐殺
9月 「ザ・パスポート」100号記念パーティ、足立正生さん判決(執行猶予)、パレスティナに平和を運動(本会有志参加)、9・11アメリカ攻撃
11月 戸平和夫さん判決(実刑)
12月 浴田由紀子さんを支える会12/8集会

年が明ければ、

1月11日 浴田さん論告求刑
1月15日 山本さん判決
と、まだまだ続きます。

こうやって見てみると、結構激動の1年

を送ってきたようで、02年もいろいろ起こりそうです。

では、この激動に対応できるだけの準備が本会で進められているかというと、そうでもなく、相変わらず行き当たりばったりになりそうです。

こう書くと見通しが暗そうですが、決してそうとも言い切れないのがいい加減さのよい面だ、と考えています。

まず1年前に比べると、メンバーが大きく変わりました。支える会との共同もあり、会議に参加している顔ぶれが大きく入れ替わっています(平均年齢が下がったとは言えないけれど)。そこから生まれる新たな発想、行動力には大変期待しています。

いい意味で硬直さを排除し、変化に柔軟に対応しつつ、しかも芯は通していく、そんな活動を02年も続けていきたいものです。

それでは、みなさまよいお年を!

今号会計報告はお休みです。どうもすみません。

(K)

No.102 Contents

重信房子さんからの便り	P 2
戸平和夫さん最終意見書(続)	P 4
戸平公判弁論要旨(続)	P 6
判決公判報告 戸平和夫	P 8
10月15日西川公判報告 戸平和夫	P 9
公判報告 山本万里子	P 10
最終意見書 訴因変更の根拠に関連して 山本万里子	P 12
仲間のI氏急逝を悼む	P 13
米国のアフガン侵攻戦争と「懲罰房」	P 14
「ザ・パスポート」購読料払込とカンパのお願い	P 14
2001年の「帰国者」公判進展具合	P 14
浴田由紀子さんを救援する会12/8集会報告 K	P 15